

# 農産物出荷自粛に伴う群馬県「つなぎ融資」制度創設！

## 東北地方太平洋沖地震緊急対策資金

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原発事故により、出荷を控えるよう指示された農作物の生産者の経営維持を支援するため、以下のとおり資金を創設する。なお、利子補給及び保証料の補助を行うことにより、借入者の元金以外の負担をなくすものである。

### 1 資金の概要

- ・対象は生産の維持に必要な運転資金とする。（施設整備・機械購入等は不可）
- ・貸付期間は、最大3年とし、据置きを最大2年取れることとする。
- ・返済方法は、年賦、期日一括どちらでも可能とする。
- ・融資機関は、農協・銀行・信用金庫・信用組合とし、利子補給契約を締結する。
- ・受付は、関係機関と調整次第、速やかに開始する。

### 2 貸付対象者

- ・出荷自粛要請を受けた農業者  
※今後、品目等が追加された場合も可能とする。

### 3 貸付利率及び貸付限度額

- ・貸付利率無利子（利子分は、全額県が負担する）
- ・貸付限度額個人1,000万円  
法人5,000万円  
※経営規模に応じて、限度額の範囲内での利用とする。

### 4 融資枠

- ・10億円

### 5 保証料補助

- ・資金の借入に伴う保証料率については、全額を県が負担する。

### 6 予算対応

- ・補正予算対応  
予算支出時期が年度中盤以降になるため、平成23年度予算で対応可能
- ・予算必要額利子補給1,500万円（4～12月分）  
保証料補助 600万円（4～3月分）  
合計2,300万円